時午前9時~11時・午後1時~4時

場八潮メセナ1階展示室

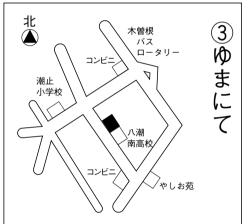
受付日		受付地域
	16日(水)	緑町一丁目・二丁目
	17日休)	緑町三丁目~五丁目
	18日金)	中央一丁目~四丁目
2	21日(月)	八潮一丁目~四丁目
	22日(火)	八潮五丁目~八丁目
月	23日(水)	八條・八潮団地
/3	24日(木)	鶴ヶ曽根
	25日金	小作田・松之木・伊草・ 新町・伊草団地
	28日(月)	二丁目

	1 日火	木曽根
	2 日(水)	南川崎・伊勢野
	3 日(木)	大瀬・垳
3	4 日(金)	古新田・上馬場・ 中馬場・大原
	7 日(月)	大曽根
月	8 日火	浮塚・西袋
	9 日(水)	柳之宮・南後谷
	10日休) 11日金) 14日(月) 15日火)	以上の指定日に申告 できなかった方

出張申告会場受付日程 表 2

時午前9時30分~11時 午後1時~3時30分

1 12 180 080000						
受付日		受 付 会 場	地図			
	16日(水)	大曽根中公民館	1			
2	17日(木)	八條公民館	2			
	18日金	ゆまにて	3			
月	21日(月)	古新田公民館	4			
	22日(火)	資料館	(5)			

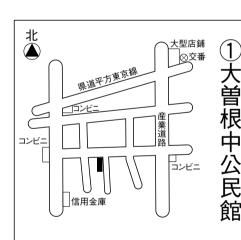


潮止橋

稲荷神社

古新田保育所

福蔵院





告となりますので、ご注意ください。

市民税課市民税係☎例206 市民税・県民税の問い合わせ先 けられる方は、越谷市中央市民会館 ※住宅借入金等特別控除の適用を受 されますので、ご了承ください。 外でも受け付けますが、混雑が予想

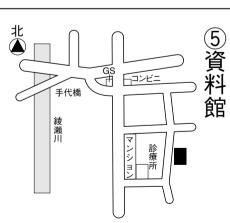
特設会場または、越谷税務署での申

ください。

なお、都合の悪い方は、指定日以

後の受け付けはありません) まで、申告の受け付けをします。(午

※申告は、受付地域指定日にご来場



階展示室にて、午前9時から正午※3月6日回に限り、八潮メセナ1 告書を提出してください。 ますので、各表をご参照のうえ、申 1) と出張申告会場(表2) があり その他の注意事項

次の方は申告が必要です 平成17年1月1日現在、市内に住

所があり、 ③給与などを2カ所以上の会社から 方は、市・県民税の申告が必要です 少給与所得者で、 給与所得者で、勤務先から市役所 のあった方 が提出されていない方 に給与支払報告書(源泉徴収票) 次のいずれかに該当する 給与のほかに所得

④パートやアルバイト、 ⑤平成16年中に会社を退職され、 などがあった方 受けている方 外交員報酬

④どなたの扶養対象ともなっていな ③保育園の保育料算定などで税証明 い方で、障害者年金・老齢福祉年 金を受給している方 書が必要になる方

⑤市民税・県民税申告書が送られて きた方(申告書は、2月上旬に郵 送します)

9営業等・農業を営んでいる方

だ、就職されていない方

・雑所得(公的年金)などがあっ

申告の受け付けは、

2月16日

から3月15日

※ただし、所得税の確定申 平成16年中、所得が や事業所または、家屋敷がある方 必要はありません。 告をされた方は、申告の

⑧市内に居住していないが、事務所

次の方は申告が必要です! なかった方でも

②児童(扶養)手当や幼稚園就園奨 国民健康保険に加入している方 励費を受給される方

申告する際に 持参するもの

①平成16年中の所得がわかるもの 源泉徴収票または、給与支払証明

営業等・不動産所得のあった方は、 収支のわかる帳簿、 領収書など 所に提出してください

3月は大変混み合います 申告はお早めに

事業専従者のい る

事業専従者欄に必要事 事業主の方は、申告

事業専従者の給与支払報告書を市役 項を記入し、 する際、必ず 美主の方

おいてください) 支内訳は、ご自分で必ず合計して 総収入金額や必要な **経費などの収**

③生命保険料・損害保険料の支払証 ②国民健康保険・国民を 明書 成16年中に支払った領収書 **宇金などの平**

> 申告書裏面の「平成16年中に所得 平成16年中に所得がなかった方は、

④医療費控除を受ける方は、医療に かかった領収書と保険などで補て んされた金額がわかるもの(領収

⑤印鑑・筆記用具・計 おいてください) 書などは、医療機関別で合計して 晃器 ▼年末調整が、すでにお済の源泉徴 収票をお持ちの方で、内容の変更 収票をお持ちの方で、内容の変更 受けない方は、申告書に源泉徴収 がなかった方の記載欄」に記入し、 票を添付し郵送してください。 郵送してください。

はかかりません) 用封筒をご利用ください。(郵送料 なお、郵送の際は、同封の返信

告をされる方は、同封の※医療費控除などの還付申 ませんのでご注意くださ 返信用封筒では申告でき

申告会場での提出

4)古新田公民館

県道松戸草加線

申告会場は、八潮メセナ会場(表

郵送による提出が 可能な方

「広報やしお」は毎月1回10日に新聞折り込みで配布します。届いていない世帯の方は最寄りの公共施設、金融機関でお受け取りください。 また、市内9カ所のコンビニエンスストアでもお受け取りになれます。なお、次回の新聞折り込みは3月10日です。